

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名: 商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
プラズマスプレー装置移設業務 一式	H25.10.24	日本電子株式会社東京支店 支店長 井川研也 東京都立川市曙町二丁目8-3	13,440,000	第167条の2第1項 第2号	本装置の移設業務については、今回の契約相手方である製造メーカーのみが実施できるため	産業技術センター	
過渡熱抵抗測定装置 一式	H25.10.25	株式会社IDAJ 代表取締役社長 徐錦胃 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1	19,950,000	第167条の2第1項 第2号	仕様を満たす唯一の機器である本装置については、インコタームズ2010で規定するCIP及びFCAの適用を受けることなく適法に契約を締結するためには販売代理店と契約しなければならず、今回の契約相手方が国内唯一の代理店であるため	産業技術センター	
走査電子顕微鏡修繕業務 一式	H25.10.29	株式会社日立ハイテクフィールドディング中国支店 支店長 児玉和弘 広島県広島市安佐南区緑井三丁目8-4	3,780,000	第167条の2第1項 第2号	本装置の修繕業務については、今回の契約相手方である唯一の製造メーカー指定カスタマーサポート会社のみが実施できるため	産業技術センター	
bjリーグ 島根サノオマジックスポンサー料	H25.10.4	株式会社 山陰スポーツネットワーク 松江市寺町200番地3	2,800,000	第167条の2第1項 第2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	観光振興課	
平成25年度ビジットジャパン地方連携事業(三重県連携)	H25.10.15	株式会社 NHKエデュケーショナル 渋谷区神山町9番地2 第六共同ビル	1,247,485	第167条の2第1項 第2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	観光振興課	